

令和4年度 総会

開催日：令和4年6月15日(水)13:30～

場所：相馬市総合福祉センター第3会議室

※自己紹介

※物故者に対する黙祷 理事 宮澤保夫 氏 令和4年3月23日ご逝去

次 第

- 1 開会のことば
- 2 理事長あいさつ
- 3 議長選任
- 4 議事
 - (1) 議案第1号 令和3年度事業報告及び活動決算について
 - (2) 議案第2号 令和4年度事業計画（案）及び活動予算（案）について
 - (3) 議案第3号 任期満了に伴う役員の改選について
 - (4) その他 議事録署名人選任
- 5 その他
- 6 閉会のことば



**特定非営利活動法人
相馬フォローアーチーム**

令和3年度事業報告

【心のケア事業】

1 事業の実施内容

震災による子どもへのP T S D対策や心理相談支援を行うため、カウンセラー（臨床心理士・公認心理師）が被災小・中学校及びL V M H子どもアート・メゾンで心理相談活動を実施した。

また、被災した子どもに生きる力を育むための情操教育及び社会性育成の支援を行った。

2 事業の実施状況

(1) 学校巡回カウンセリング

①回 数：延べ 241回

②対 象：中村第二小学校 80回、中村第二中学校 79回
磯部小学校 42回、磯部中学校 40回

③内 容：東日本大震災による津波等被害を受けた小・中学校を中心にカウンセラーが定期的に巡回し、児童・生徒とその保護者へのカウンセリングや教職員への助言等を実施した。

(2) L V M H子どもアート・メゾンにおける心理相談

①件 数：延べ 317件

②内 容：L V M H子どもアート・メゾンの相談室にて、相馬市に在住する乳幼児から18歳までの子どもを対象に、またその保護者を対象に子育て相談・心のケアを行った。

(3) 相馬看護学校との連携事業

①件 数：延べ 5件

②内 容：相馬看護専門学校の学生に対し、心理支援活動を行った。

(4) 関係機関との連携

①回 数：延べ 153回

②内 容：相馬市地域自立支援協議会（子ども支援部会7回）、相馬市要保護児童対策地域協議会（5回）、教育相談員等支援者会議（3回）に参加した。
その他、医療・福祉・学校といった関係機関との連携を行った。

(5) 震災遺児・孤児に対するケア

令和3年度の震災遺児・孤児調査の対象児童・生徒は3名であった。当該児童・生徒においては1学期末と3学期末に、担任や養護教諭等から学校生活などについての情報を収集しカルテを作成した。作成したカルテは市教育委員会に提出をした。

3 事業実施の成果

津波被災地域の子ども、保護者、教職員等に対し心のケアを行った。子どもたちに医学的な診断・治療を要するP T S Dの症例は確認されていない。しかし、震災から11年を経過した今でも、一部の子どもたちには、家庭環境の変化により精神疾患や発達障害様の症状を呈する例もあり、継続的な観察、カウンセリング及び心理社会的な支援が必要とされる。

今年度も津波被災地域のみならず、相馬市民の子育て相談施設として、その機能を果たすよう活動を行った。また新型コロナ感染対策として、昨年度よりオンライン支援（電話相談やビデオ通話、メール、SNS相談）を導入しているが、特にSNS相談件数の伸びが認められ、コロナ禍の状況もあって需要が多かった。

【学力向上事業】

被災した子どもたちの学力向上をサポートするため市教育委員会と東京大学学生ボランティアの連携による学習会（相馬寺子屋学習会）の共催については、年間18回計画したが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止とした。学生との交流を楽しみにしている中学生がいることや中学生との交流継続を望む東京大学学生ボランティアの意向によりリモート座談会を2回実施した。座談会を通して学習習慣の大切さを意識した中学生が多かった。

【交流事業】

令和3年8月に東京大学本郷キャンパス等の見学を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止とした。

令和3年度活動計算書

令和4年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経 常 収 益			
1 受 取 寄 付 金 受取寄付金		0	
2 受 取 助 成 金 等 受取補助金		0	
3 事 業 収 益 委託料収入	22,205,500	22,205,500	
4 そ の 他 収 益 受取利息	59		
雜 収 入	100,000	100,059	
経常収益合計			22,305,559
II 経 常 費 用			
1 事 業 費			
(1)人件費 給 料 手 当	11,718,860		
法 定 福 利 費	1,942,109		
人 件 費 計	13,660,969		
(2)その他の経費 旅 費 通 信 費	444,392		
賃 借 料	1,226,140		
そ の 他 事 業 費	1,274,832		
そ の 他 経 費 計	2,945,364		
事 業 費 計		16,606,333	
2 管 理 費			
(1)人件費 給 料 手 当	3,085,894		
法 定 福 利 費	155,208		
人 件 費 計	3,241,102		
(2)その他の経費 旅 費 通 信 費	240,713		
賃 借 料	664,160		
減 價 償 却 費	16,612		
租 稅 公 課	1,009,200		
そ の 他 管 理 費	690,535		
そ の 他 経 費 計	2,621,220		
管 理 費 計		5,862,322	
經 常 費 用 合 計			22,468,655
当 期 経 常 減 少 額			-163,096
当 期 正 味 財 産 減 少 額			-163,096
前 期 繰 越 正 味 財 産 額			8,770,077
次 期 繰 越 正 味 財 産 額			8,606,981

貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資 産 の 部			
1 流動資産			
現金預金	6,127,813		
未収入金	3,349,500		
流動資産合計		9,477,313	
2 固定資産			
車両運搬具	4		
什器備品	108,295		
固定資産合計		108,299	
資 産 合 計			9,585,612
II 負 債 の 部			
1 流動負債			
未 払 金	908,551		
預 り 金	70,080		
流動負債合計		978,631	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負 債 合 計			978,631
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産	8,770,077		
当期経常減少額	-163,096		
正味財産合計		8,606,981	
負債及び正味財産合計			9,585,612

財産目録

令和4年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
東邦銀行普通預金 (No.1035128)	6,127,813		
未収入金 受託料(相馬市)	3,349,500		
流動資産合計		9,477,313	
2 固定資産			
車輌運搬具			
スズキアルトF (福島580の4217)	1		
ホンダライフ(中古) (福島581の6267)	1		
フリードスペイク(中古) (福島502な4246)	1		
ハイゼットカーゴ(中古) (福島480ち5220)	1		
車輌運搬具合計		4	
什器備品			
リコーブリントー	1		
知能検査コンプリートセット	1		
知能検査セット	1		
事務所書庫	108,292		
什器備品合計		108,295	
固定資産合計		108,299	
資産合計			9,585,612
II 負債の部			
1 流動負債			
未 払 金			
3月分 電話料	22,974		
3月分 水道光熱費	47,756		
3月分 社会保険料	321,621		
未払消費税等	516,200		
未 払 金 合 計		908,551	
預り金			
1~3月分 源泉税	70,080		
流動負債合計		978,631	
2 固定負債		0	
固定負債合計		0	
負 債 合 計			978,631
正味財産			8,606,981

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正

NPO法人会計基準協会)によってます。

(1)消費税等の会計処理

税込処理である。

(2)施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算に計上していません。

2. 事業費の内訳

(単位:円)

科 目	心 理 ケ ア 事 業	寺子屋ふれあい 事 業	プ ール 学 院 交 流 事 業	合 計
(1) 人 件 費				
給 料 手 当	11,718,860	—	—	11,718,860
法 定 福 利 費	1,942,109	—	—	1,942,109
人 件 費 計	13,660,969	0	0	13,660,969
(2) そ の 他 経 費				
旅 費 通 信 費	444,392	—	—	444,392
賃 借 料	1,226,140	—	—	1,226,140
そ の 他 事 業 費	1,259,427	15,405	—	1,274,832
そ の 他 経 費 計	2,929,959	15,405	0	2,945,364
合 計	16,590,928	15,405	0	16,606,333

事業の共通経費がある場合は、スタッフの従事割合で案分する。

監査報告書

令和3年度特定非営利活動法人相馬フォロアーチームの収支決算について、預金通帳並びに領収書など関係書類をもとに監査をいたしました。

その結果、正確かつ適正に処理されていましたので、ここにご報告いたします。

令和4年5月19日

特定非営利活動法人
相馬フォロアーチーム

監事 反 畑 正 博 

議案第2号

令和4年度事業計画（案）

【心理ケア事業】

1 事業内容

震災による子どもへのPTSD対策や心理相談支援を行うため、カウンセラー（臨床心理士・公認心理師）が被災小・中学校及びLVMH子どもアート・メゾンで心理相談活動を実施する。

また、被災した子どもに生きる力を育むための情操教育及び社会性育成の支援を行う。

2 事業概要

（1）学校巡回カウンセリング

相馬市内の東日本大震災の被害が大きかった小・中学校を中心に、相馬フォローアーチームのカウンセラーが定期的巡回し、児童・生徒とその保護者、教職員を対象にカウンセリングを実施する。

① 対象校

中村第二小学校、中村第二中学校、磯部小学校、磯部中学校

② 予定される訪問回数

- ・中村第二小学校・・・83回
- ・中村第二中学校・・・85回
- ・磯部小学校.....42回
- ・磯部中学校.....41回

（2）LVMH子どもアート・メゾンにおける心理相談

LVMH子どもアート・メゾン相談室において、相馬市に在住する乳幼児から18歳の子どもを対象に、またその保護者等を対象に子育て相談・心のケアを実施する。

（3）相馬看護専門学校との提携事業

相馬看護専門学校の学生に対し、心理支援活動を行う。

（4）心の相談会

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和2年度より2年間実施を見送った。

今年度は、市内の子どもの保護者及びその支援者を対象にオンライン公開講座形式で小・中学校の夏季・冬季休業期間中に各1回、計2回実施する。

（5）関係諸機関との連携

関係諸機関との連携として、関係諸機関との情報交換や研修会への参加（講師としての参加も含む）を行う予定である。

（6）震災遺児・孤児に対するケア

関係諸機関と連携し、対象児童・生徒の経過を把握し、必要に応じて支援を行う等、遺児・孤児の成長を継続的に見守る。

【学力向上事業】

被災した子どもたちの学力向上をサポートするため市教育委員会と東京大学学生ボランティアの連携による学習会（相馬寺子屋）を共催する。

生涯学習会館、LVMH子どもアート・メゾンを会場に18回の実施を予定している。

【交流事業】

新型コロナウイルス感染状況を踏まえ計画しない。

事業を展開するにあたっては、新型コロナウイルス感染状況を踏まえて、縮小・延期・中止などの対応について十分考慮して進める。

令和4年度活動予算書(案)

令和4年4月1日～令和5年3月31日

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経 常 収 益		
1 受 取 寄 付 金 受取寄付金		0
2 受 取 助 成 金 等 受取補助金		0
3 事 業 収 益 市委託料収入	23,045,000	
相馬看護学校委託料収入	200,000	
4 そ の 他 収 益 受取利息	100	
雜 収 入	36,000	
経常収益合計		23,281,100
II 経 常 費 用		
1 事 業 費		
(1)人件費 給 料 手 当	9,564,000	
法 定 福 利 費	1,636,000	
人 件 費 計	11,200,000	
(2)その他の経費 旅 費 通 信 費	500,000	
賃 借 料	1,200,000	
そ の 他 事 業 費	2,200,000	
そ の 他 経 費 計	3,900,000	
事 業 費 計		15,100,000
2 管 理 費		
(1)人件費 給 料 手 当	3,110,000	
法 定 福 利 費	200,000	
人 件 貹 計	3,310,000	
(2)その他の経費 旅 費 通 信 費	300,000	
賃 借 料	670,000	
減 価 償 却 費	15,000	
租 稅 公 課	1,100,000	
そ の 他 管 理 費	2,786,100	
そ の 他 経 費 計	4,871,100	
管 理 費		8,181,100
経常費用合計		23,281,100
当 期 経 常 増 加 額		0
当 期 正 味 財 産 増 加 額		0
前 期 繰 越 正 味 財 産 額		8,606,981
次 期 繰 越 正 味 財 産 額		8,606,981

議案第3号

任期満了に伴う役員の改選

特定非営利活動法人相馬フォローアーチーム定款 第4章役員及び職員

(選任等) 第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

(任期等) 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(定 数) 第12条 この法人に次の役員を置く。(1)理事 3人以上7人以内

役員名	令和2年7月1日～令和4年6月30日	令和4年7月1日～令和6年6月30日
理 事 長 有紀枝		
理 事 片寄 雅彦		
理 事 近藤菜々子		
理 事 佐藤 達雄		
理 事 羽根田万通		
理 事 上 昌広		
理 事 宮澤 保夫	※令和4年3月23日ご逝去	
監 事 反畠 正博		